

平成25年12月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成25年 12月24日 開会

平成25年 12月24日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第22号

平成25年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年12月17日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成25年12月24日（火）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

- （1）平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
- （2）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- （3）宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- （4）損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

宮古地区広域行政組合告示第 2 3 号

平成 2 5 年 1 2 月宮古地区広域行政組合議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

- 1 付議事件
し尿汲取料金の適正化に関する陳情

平成 25 年 12 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成 25 年 12 月 24 日（火曜日）

午後 1 時開議

議事日程

諸報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めること
について

日程第 7 陳情第 1 号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情

追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査の申出について

出席議員（１２名）

1 番	坂 本	昇 君	2 番	内 館	勝 則 君
3 番	畠 山	直 人 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	中 嶋	榮 君	6 番	工 藤	小百合 君
7 番	野 館	泰 喜 君	8 番	宮 森	鋭 幸 君
9 番	松 本	尚 美 君	1 1 番	山 崎	泰 昌 君
1 2 番	小松山	久 男 君	1 3 番	茂 市	敏 之 君

欠席議員（１名）

1 0 番	坂 本	正 君
-------	-----	-----

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山 本 正 徳 君
副管理者宮古市副市長	山 口 公 正 君
事 務 局 長	田 崎 義 孝 君
総 務 課 長	岩 田 直 司 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及 川 誠 君
総 務 課 長	外 館 義 博 君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成25年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） 諸報告を行います。
- 10月宮古地区広域行政組合議会定例会以降に行った議員派遣について報告いたします。
- 去る11月13日から11月15日まで、宮城県柴田郡大河原町仙南地域広域行政事務組合及び山形県酒田市酒田地区広域行政組合消防本部に、行政視察のため11名の議員を派遣いたしました。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、1番、坂本昇君、2番、内館勝則君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定いたしました。
-

◎議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

- 事務局長（田崎義孝君） 議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の内容についてご説明いたしますので、議案集の1－1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,858万7,000円とするものです。

平成25年12月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、1－6、1－7ページをお開き願います。

3款衛生費、2項清掃費の下欄の7目災害ごみ処理事業費から説明いたします。

7目は、岩手県からの受託事業で、東日本大震災により発生した可燃系災害廃棄物の処理に要する経費を計上しております。この処理を行うため臨時職員3名を雇用しておりますが、この処理が年内に終了する見込みとなっております。

次に、上の欄の3目埋立処分地施設費をご覧ください。

3目は、最終処分場の管理運営に要する経費を計上しておりますが、災害廃棄物に係る焼却灰埋立完了地の整地作業等が新たに必要となっております。このことから、先の臨時職員3名を1月からこの作業に当たらせることとし、3カ月分の所要の賃金、社会保険料を組み替えるため、7目災害ごみ処理事業費、4節共済費、7節賃金について、実績により不用となる合計241万1,000円を減額し、3目埋立処分地施設費、4節共済費、7節賃金については、合計194万8,000円を増額するものです。

なお、今回の補正は、いずれも県支出金の対象となることから、特定財源として、7目にあつては可燃系災害廃棄物処理分として241万1,000円を減額し、3目にあつては不燃系災害廃棄物処理分として194万8,000円を増額いたします。

1－4、1－5ページをお開きください。

歳入でございますが、ただいま歳出でご説明いたしましたとおり、財源の補正により4款県支出金、3項委託金、1目衛生費委託金、1節災害ごみ処理、災害ごみ処理委託金46万3,000円を減額いたします。

以上が議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,218,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月24日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位・千円)

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		241,742	△463	241,279
	3 委託金	224,369	△463	223,906
補正されなかった款項にかかる額		2,977,308		2,977,308
** 歳 入 合 計 **		3,219,050	△463	3,218,587

2 歳 出

(単位・千円)

会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,151,738	△463	1,151,275
	2 清掃費	1,151,729	△463	1,151,266
補正されなかった款項にかかる額		2,067,312		2,067,312
** 歳 出 合 計 **		3,219,050	△463	3,218,587

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第４、議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案集の２－１ページをお開きください。

本条例案は、平成26年４月１日に消費税率等が現行の５％から８％に改正されることから、本条例の別表で規定されております、し尿の収集、運搬手数料について、改正税率分を転嫁するため、改正しようとするものです。

改正内容は、180リットルまで1,128円であったものを1,161円に、180リットルを超える場合、18リットルまたはその端数ごとに112円80銭であったものを116円10銭に改正しようとするものです。

附則として、本条例案は平成26年４月１日から施行するものです。

以上が議案第２号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年12月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消費税法等の改正に伴い、一般廃棄物（し尿）の収集、運搬及び処分に関する手数料について、改正税率分に相当する額を転嫁しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○１番（坂本 昇君） 坂本です。お願いします。

この議案第２号における100分の５が100分の８ということになった場合の本文の条例の改正は、必要がないのかどうかというのをお願いします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） お答えします。

本文では、別表で規定すると定めておりますので、本文については特段改正は必要ございません。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○１番（坂本 昇君） そのときに、その本文のほうには消費税の改正に伴って変えるということなのか、マッチングの条例を見ますと、100分の５と言って、かつ改正案のほうには、第３号のほうにはですよ、別な条文になっているわけですが、どうしてもその別表だけ改正するというのは、なかなか馴染まないような気がするんですが、その本

文との整合性が良ければ、特に問題はないかと思うんですが、特に反対するとかということではなくて、その確認をお願いしたい。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 10月の定例会の前の全協の中でもご説明をしたはずですがけれども、現行180リットルまで1,128円の中に消費税相当分が53円ございます。その部分を86円に8%分ということで上げて、1,160円というふうに直すものでございますので、今、議案第3号のお話がありましたけれども、議案第3号と、この手数料条例は関係ございません。

（「内容が違うと」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案集の3-1ページをお開きください。

行政財産使用料条例は、行政財産の使用を許可した場合の徴収する使用料及び徴収方法等に関し、必要な事項を定めているものでございます。

この条例の第3条において、消費税を課す場合の使用料の年額は、所定の方法で算出した額に100分の105を乗じて得た額と規定されておりますが、平成26年4月1日に消費税率等が改正されることから、改正税率分に相当する額を転嫁するため、改正後の下線部のとおり、消費税法に規定する消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額に改正しようとするものでございます。

附則として、この条例案は平成26年4月1日から施行するものです。

以上が議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年12月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消費税法等の改正に伴い、行政財産使用料について改正税率分に相当する額を転嫁しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 1番でございますが、先ほどの関連するんですが、手数料と使用料の関係かとは思いますが、なぜ2号は10月の説明で、今回は別表だけで、この議案の第3号は条文だけの説明で、その別表に伴う使用料の額が出てこないのか、ここがちょっと理解ができないので、その説明をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 行政財産の使用料の条例につきましては、行政組合が所有します敷地内の、例えばそこをお貸しするという場合の、そこのお貸しする評価によって金額が違ってまいります。よって、ここにつきましては計算の出た、算出された額に消費税等相当分を転嫁するという部分でございますので、こういった表になっております。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） その評価に転嫁すると、消費税等を転嫁するということですが、評価というのもそんなにころころ変わらないので、例えば資産税なりの評価ですから3年に1回とか、何年に1回ですから、条例的にも数字がそこに載ってきてもいいような気がするんですが、こういう仕組みなわけですよね、これについては。そのところもう一回お願いします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 宮古地区広域行政組合だけでなく、行政財産の使用料条例はほぼ昔の条例準則等を踏まえた形で同じようなつくりになっておりますので、今回は消費税等相当分を転嫁する部分だけの使用料条例の本文のみの改正でございます。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第6、議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてご説明いたしますので、議案集の4－1ページをお開きください。

本案は、東京電力福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に当組合が要した費用のうち、東京電力が損害賠償として当組合への支払いに合意しない額について、支払いのあっせんを申立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1のあっせんの申立て先は、原子力損害賠償紛争解決センターでございます。

2の申立人は、宮古地区広域行政組合で、申立ての相手方は東京電力株式会社でございます。

3の申立ての趣旨は、当組合が平成23年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成25年3月31日までに発生したものについて、東京電力は損害賠償の額79万6,185円を当組合に支払うようあっせんを求めるものでございます。

申立ての原因は、当組合が求めた損害賠償について、東京電力株式会社が応じないものでございます。

4のあっせんの申立てに関する方針でございますが、あっせんの申立ての日までに東京電力株式会社が損害賠償の額の一部の額の支払いに合意した場合には、損害賠償を求める額から当該合意した額を控除した額であっせんを申立てることができるものとするものでございます。

以上が議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについての内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年12月24日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第４号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○１番（坂本 昇君） この議案の中の損害賠償額の中には、例えば廃棄物が東京電力の被害によって汚染を受けたとか、それからかつその汚染を受けたために、その処分をするための損害を被ったというふうなのは含まれていないのかどうかという点をお伺いします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） このあっせんの額は、当組合で処分をする部分に係るものでございます。今、議員がお話ししたようなものは、各市町村の中のほうで損害を被る部分をあっせんするところは、あっせんを求めているというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎陳情第１号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情

○議長（茂市敏之君） 日程第７、陳情第１号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情を議題といたします。

お諮りします。

陳情第１号は議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第１号は議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 １時２２分休憩

午後 １時３１分再開

○議長（茂市敏之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から閉会中継続審査申出書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査の申出についてとして議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1 として議題とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査の申出について

○議長（茂市敏之君） 追加日程第1、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、現在委員会において審議中の事件について、会議規則第43条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成25年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 坂本 昇

署 名 議 員 内館 勝則